

会議概要録

開催概要

- 名 称：第2回 東区自治協議会 第1部会
- 日 時：平成22年5月14日（金） 午前10時00分～午前12時00分
- 場 所：東区役所分館 会議室
- 出席者：委員
岩橋委員、新保委員、鈴木委員、田中委員、
山田委員、海津委員、橋本委員、田畑委員、橋本委員
：事務局
地域課企画係職員

審議内容

(1) 「区民ふれあい祭り」での自治協議会のPR活動について

- 第一回の第1部会において、自治協議会の活動に係る広報・周知活動を充実させる手法について議論しましたところ、東区で毎年行なわれている「区民ふれあい祭り」に参加し自治協議会の活動をPRできないかという意見が出されました。そのことを受け、参加するにあたっての課題や具体的なPRの仕方などを話し合い、今年の区民ふれあい祭りに参加するかどうか議論しました。
- 参加にあたっての予算の状況や、区民ふれあい祭りの実行委員会の反応はどうなのか事務局から説明をしてほしい
→（事務局）今年も区民ふれあい祭りは八月上旬に阿賀野川の河川敷で開催するということが進んでいる。実行委員会に確認したところ、自治協議会の参加は問題なくテントとそのスペースも確保してもらえるとのことである。ただ、前回の議論では風船やティッシュなどPRグッズを作って配布するという意見が出たが自治協議会の運営予算はあるが自治協議会PR用の予算は組まれていないためその費用がないというのが現状である。また活動内容を展示等をする場合お祭りの中でどのように見てもらおうかという問題もある。
- ティッシュやクリアファイルなど比較的安く済むものの場合今年度の予算から捻出できないか
→（事務局）予算から無理をすれば出せないことはないが、この予算は税金から成り立っているため、「自治協議会のPR活動」のためグッズを配ことに予算を使うのはどう

いうものなのかという問題がある。

- 予算から出すことが難しいのなら区民から寄付を募ってみてはどうだろうか。銀行などに「寄付をしていただいた企業」ということで名前を公表する代わりに寄付をお願いすれば、グッズ等を買うということに問題はなくなることになる。
- 予算が確保できないとのことだが、銀行などからあまっているミニティッシュを銀行名は載らないことを断った上で譲ってもらうようお願いして、それを自治協議会の名前の入った袋に入れかえるという方式なら予算はいらないのではないのか。
- 予算は決まっても何とか工面していくことにより活動を進めていくことが大切なのではないだろうか。

- 自治協議会の運営予算として行なおうとすると問題があるのなら、区民ふれあい祭りの1イベントとして行なってはどうか

- 残念ながら区民ふれあい祭りの実行委員会のほうも予算不足の状況なので自治協議会の費用を負担することは困難であると思う。
- 自治協議会ではなく区民ふれあい祭りの実行委員会の立場から寄付を募ってはどうか。そのあと、自治協議会などに配分してもらえばよいのではないか。
- 今年度は最初から区民ふれあい祭りに参加というわけではなく、途中から参加を打診している状況なので費用を負担していただくのは難しいと思う。
- 途中参加ということを見ると、自治協議会のほうで寄付を集めて費用を確保した上でお願いするのが良いと思う。
- そもそも実行委員のほうから自治協議委員に連絡がないのはおかしいのではないか。
- (事務局) 区民ふれあい祭りの今年度計画は今月の自治協議会で報告する予定である。

- 自治協議会のPRという目的ならばテントに看板ぐらいは必要である

- (事務局) 紙に印刷したものなら事務局のほうで用意することが出来る。

- 区民ふれあい祭りの期間は「わいわい東区」の発行時期と重なるので多めに印刷してもらい会場で持って行ってもらうはどうか

- 今回号以外にも1号からこれまでのわいわい東区を展示してみてはどうだろうか。
- わいわい東区そのものは自治協議会が発行しているものではないのでそれを全部展示するというのは自治協議会のPRとしてはどうなのか。
- もし展示するなら自治協議会関連の記事のみ展示してはどうだろうか。
- 当日自由にとってもらえる最新号は自治協議会特集といった内容にしてもらうはどうか。

- 当日は各部会数人ずつテントにいる必要がある。資料や展示だけあってだれも居ないテントという状況は良くない
 - 自治協議会として参加することが決まった場合は各部会から 3 人ぐらいずつテントに居てもらうことになることになると思う。
 - 前回の議論では 30 人全員が参加するという話だったと記憶しているが。
 - 全員が集まる場合、集合時間を決めておく必要がある。
-
- 予算や時間的な問題から今回はテント等を借りての参加は見合わせ、個々人で区民ふれあい祭りに参加し自治協議会の周知を行なうということによいのではないか
 - これまで自治協議会では区民ふれあい祭りがあるという連絡だけで参加するような呼びかけはなかったように思う。今年度はその呼びかけを行なう方向ではどうだろうか。
 - 今回は見合わせるとしてもいずれは参加するかどうかは大切である。その場合は今回のように途中から入り込むのではなく最初から実行委員会に自治協議会委員に 1 名入ってもらうなどする必要はある。
 - せっかく区民ふれあい祭りの実行委員からテントを貸していただけるのなら A 4 のチラシぐらいは配布しても良いのではないか。
 - ここまで議論したのに去年と同じというのはどうかと思う。一歩でもし進めるべきだと思う。
 - 参加するとなるとあまりみっともない展示などは出来ない。

まとめ

今年から参加したいという意見と、今回は見合わせた方が良いという意見が両方出されましたが、第一部会としての結論として、今回は時間的・予算的な制約から今回は見合わせる事となりました。そのうえで、来期には参加できそうな仕組みづくりや予算の検討からスタートするという事に決定しました。

(2)「東区自治協議会の更なる発展に向けて」のアンケート結果に対する改善提案・意見のとりまとめについて

- 東区の自治協議会委員の全員を対象に実施されたアンケートにおいて出された課題・問題点に対し第 1 部会から改善案を提言するため、個々の課題について改善案や意見を出し合いました。
- 委員の発言や委員間の議論が少ないように思われる
- 議論より説明に時間がかかる

→委員が積極的な発言を行なうためには事務局が事前に資料を配布し、各委員は十分に目を通して事前学習することが大切である。前回資料が当日配布であったために十分吟味できないまま質問せざるを得ないことがあった。事務局には事前配布を徹底してほしい。

● 発言が感情的になってしまう場面が見受けられる

→以前の協議会のなかで、相手に対して高圧的な発言が見受けられた。そのようなことがないように、相手発言者の意見を尊重し、冷静にしかも自由闊達に議論することを全委員の努力目標としたい。

● 委員は区民や地域、団体の代表である。各委員で事情があるものとは思いますが、自治協議会への欠席が多いことは問題だと思う

→コミュニティ協議会のなかには自分の推薦した委員が欠席してもあまり関心がないところもある。

→まずは各委員が自覚を持ち可能な限り出席することが大切である。

● 毎月開催する必要はないのではないだろうか。とくにコミュニティ協議会代表は自治協議会での議事内容の報告やコミュニティ協議会内での意見交換に時間がかかるため一ヶ月では時間不足である

→コミュニティ協議会代表は事前にコミュニティ協議会で話し合ったことを代表として発言している。そのため、事前の話し合いまでに資料が配布されないとその立場上発言をすることが出来ない。

→年期が2年ということを見ると月一回やることは妥当だと思う。

● 議題が多い場合、時間が足りず深い議論ができない。

→それほど時間がたりなかったことはないと思う。

→多少の時間延長はしょうがないのではないか。

→重要課題は部会で議論したうえで本会議に提案するべきである。

● 議論を深めるため、議長・副議長は多くの委員から意見を引き出す必要がある。

→今の議長は良くやっていると思う。

→よくやっているということは同感だが、それに満足せずより良い自治協議会になるよう努力目標としたほうが良い。

● 委員から提案された議題が少ない＝行政から出された議案が多い

→委員は議案を事前（10日前）に提言すると良いと思う。

- かなり手続きが面倒で自治協議会の柔軟性が損なわれるのではないだろうか。
- （事務局）事前に資料等を配布となると 10 日前よりも早く提出してもらいたい。
- コミュニティ協議会など別に意見を提言できる場がある組織もあるので無理に提言を供用する必要もないと思う。
- 必要があるのならば提言は積極的にだしましょう。

● 多数の地域住民を代表する立場であるコミュニティ協議会代表委員については、代理出席を認めても良いのではないか。

- （事務局）担当者に確認を取ったところコミュニティ協議会代表委員であったとしても市長から委員個人に委嘱された身分であるためコミュニティ協議会代表代理としての出席は難しいという返事を頂いた。

→発言は出来ないが傍聴席を利用するという手段もある。

→議事録もあるので発言できない傍聴席での参加はあまり意味がない

● 自治協議会で委員以外の方が発言・説明する場合のルール作りが必要ではないか

- これまでの協議会で委員ではない外部の人が突然発言をはじめたことがあったのでそれを防ぐために必要だと思う。

→外部の人の発言の要請及び許可を議長の判断で要請する（議長専決権）が必要だと思う。

● 重々しく厳粛な雰囲気であるが、形式的にも感じられる。

→正式な市の諮問機関であり、厳粛な上にも自由闊達な議論をするようにしましょう。

● 録音は必要かもしれないが、発言が制限されるのではないか。

→諮問機関（公機関）として情報公開が義務付けられているため、録音は必要である。

○ 今後の部会の進めかたについて

来月以降も引き続き、今回に引続き東区自治協議会委員へのアンケート結果を基に 1 項目ずつ議論し、第 1 部会としての意見をまとめていくことにしました。

○ 次回の開催について

- ・ 日時：平成 22 年 6 月 11 日（金） 午前 10 時～
- ・ 場所：東区役所分館 会議室